

新千歳空港の 深夜・早朝時間帯の 発着枠拡大に係る 住宅防音対策について

～新規住宅防音工事～

千歳市編

平成30年4月

新千歳空港周辺環境整備財団
北海道総合政策部航空局航空課
千歳市企画部空港政策課

はじめに

新千歳空港周辺環境整備財団では、新千歳空港の深夜・早朝時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する地域の皆様との合意事項に基づき、皆様がお住まいの住宅に実施する防音工事の助成を行っています。

このパンフレットは、新規住宅防音工事の内容と申請の手続きについて、記載しています。

も く じ

★ 新規住宅防音工事とは	1
★ 対象となる住宅	1
★ 対象となる工事区分と居室数	2
★ 新規住宅防音工事の内容	3
★ 助成の額	4
★ 優先順位	4
★ 新規住宅防音工事の手続き	5
★ 設計監理業者と工事施工業者の選定	6
★ その他 住宅防音工事の補完工事	6
★ 問い合わせ先	6

新規住宅防音工事とは？

新規住宅防音工事とは、道の新たな区域指定日（平成27年10月31日）に対策区域内に所在する住宅等のうち、6枠対策による防音工事を実施していない住宅を対象に、防音工事を実施するものです。

対象となる住宅

対象となる住宅は次のとおりです。

- ① 平成7年6月1日から平成27年10月31日までに建設された住宅
- ② 平成6年の6枠対策に基づく防音工事の対象住宅のうち、防音工事を実施しなかった住宅
- ③ 平成6年の6枠対策に基づく防音工事実施後、平成27年10月31日までに建て替えられた住宅

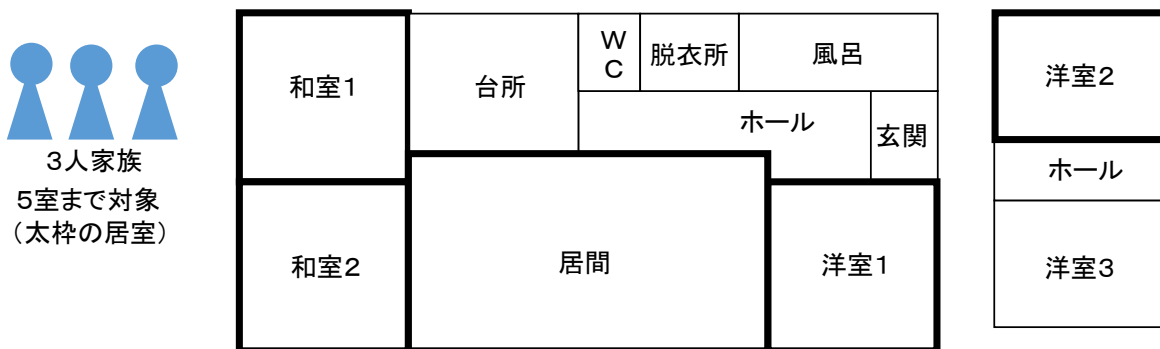
	H7. 5. 31 (道指定日)	H27. 10. 31 (道の新指定日)
①	この期間に建設された住宅が対象	
②	6枠対策を実施しなかった住宅が対象	6枠対策を実施した住宅は対象外
③	6枠対策を実施した後、建て替えられた住宅	

対象となる工事区分と居室数

新規住宅防音工事は居室を対象としています。

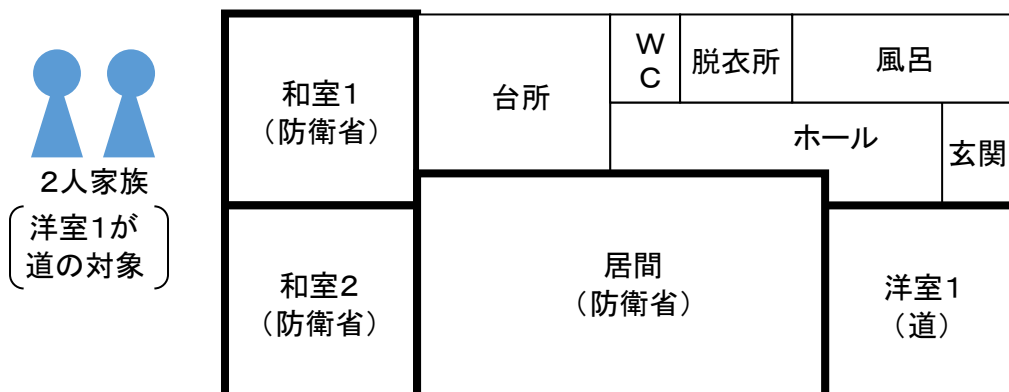
専用調理室（台所）、玄関、廊下、浴室、その他居室以外の区画（ユーティリティ）は対象外です。

対象室数は、1世帯あたり「家族数+1」の居室を対象とし、3人以下の世帯では5室（最低5室）までを対象としています。



防衛省と道の対策区域が重複する区域は、両方の工事が実施できませんが、防衛省の対象となる居室は、道の防音工事を実施することはできません。

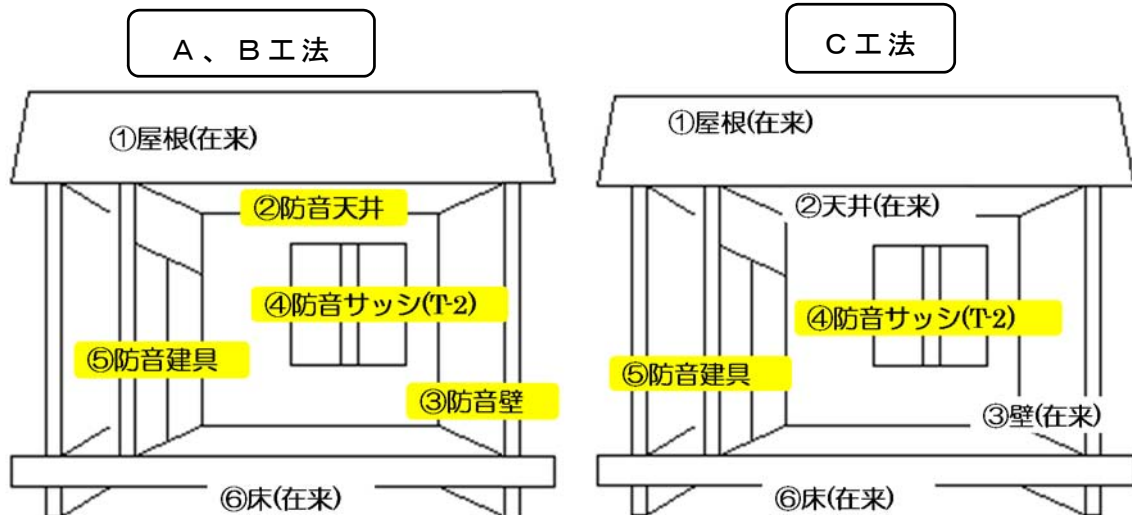
この場合、住宅の居室数と防衛省の工事対象室数に差がある場合、その差室が工事対象となります。



※ 6 枠対策以降に増築した居室がある場合、区域指定日時点の居室数が対象室数の範囲内（家族数+1、最低5室）であれば、その居室は新規住宅防音工事の対象となります。

新規住宅防音工事の内容

新規住宅防音工事は、「住宅防音工事共通標準仕様書」により、開口部（窓）の遮音工事や空気調和機（換気設備、冷暖房設備の設置）など必要な工事を実施します。



※ T-2サッシとは、日本工業規格（JIS）における遮音性能の等級で、30dBの遮音効果があります。
（木造系住宅の場合（※1））

区分	A工法	B工法	C工法
区域	対策区域①	対策区域②	対策区域③
工事内容	①屋根	在来のまま	
	②天井	防音天井に改造	原則在来のまま （※2）
	③壁	防音壁に改造	
	④外部開口部	防音サッシの取付（T-2）（※3）	
	⑤内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸等）の取付	
	⑥床	在来のまま	
	空気調和機器	換気扇、暖房機、冷房機器の設置（※4）	

（※1）鉄筋コンクリート系については、天井、壁は原則として在来のまま。

（※2）著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は、同一仕上げ材等で補修。

（※3）防音サッシに代えて内窓の設置も可能

（※4）暖房機器は工法・工事対象室数により設置できる台数が決まっています。

既にFFストーブが設置されている場合は、新たにFFストーブを設置することはできません。
冷房機器設置対象室数は1室です。居室の広さにより機器能力が決まっています。

助成の額

新規住宅防音工事に係る助成率は100/100です。
助成金の交付対象経費は次のとおりです。

工事費（消費税等の経費を含む）
設計監理費
手続代行等業務費

助成金には限度額が設けられています。

ご本人の都合で材料等をグレードアップするための費用などについては自己負担となります。

住宅防音工事助成金交付決定前に実施した工事及び設置した設備は助成対象にならないので、ご注意ください。

優先順位

工事の優先順は、評点基準を設定し、優先する要素を点数化し、点数の高い順に実施します。

【評点基準】

- ◆ 騒音の影響の大きい地域
- ◆ 障がい者や要介護者、高齢者（65歳以上）、乳幼児の居住している住宅
- ◆ 内窓や冷房装置の設置工事のみを希望する住宅など

新規住宅防音工事の手続き

皆様から提出いただく書類、手続きの流れは次のとおりです。

皆様	財団	項目（書類）	内容
←		現地調査	財団職員が、皆さんのお宅へ行き住宅や家族の状況について調査します（設計業者や工事施工業者が立ち会います。）。
←		予定通知書	現地調査の結果、助成対象と判断した場合は財団から予定通知書を送付します。 【注意】助成対象外となる場合もあります。
→		助成申込書	予定通知を受けた方は、助成申込書を財団に提出してください。
←		内定通知書	財団は、助成申込書の審査等を行い、内定者を決定し、内定通知書を送付します。
→		事前審査用書類の提出	事前審査を受けるため、財団に設計図書等を提出してください。
←		事前審査終了通知書	設計図書等の審査を行い、適正であると認められた場合は、事前審査終了通知書を送付します。
→		助成金交付申請書	財団へ、助成金交付申請書を提出してください。
←		助成金交付決定書	財団は、助成金交付申請書の審査を行い、交付すべきと認めた場合は、助成金交付決定通知書を送付します。
■		工事・設計の契約	工事施工業者、設計監理業者、それぞれと契約を締結してください。
→		契約関係報告書	財団へ、契約書のコピーを提出してください。
■		工事の実施	住宅防音工事を実施します。 工事期間中は、設計監理業者が施工監理を行います。
■		完了検査の実施	住宅防音工事の完了後、皆さん（申請者）が設計監理業者と一緒に、工事の完了検査を行ってください。 検査の結果、施工状況に不備や手直しがあった場合、工事施工業者に是正させてください。 ※財団の職員が立ち会う場合があります。
→		完了届出書の提出	皆さん（申請者）が完了検査を実施した結果、問題がなければ、財団に完了届出書を提出してください。
←		検査合格通知書	財団は、完了届出の結果を確認し、合格と認めた場合は、合格通知書を送付します。
→		実績報告書	財団あてに、実績報告書を提出してください。
←		助成額の確定通知書	実績報告書が助成金の交付内容等と適合すると認めた場合は、助成額の確定通知書を送付します。
→		助成金の請求書	財団あてに、助成金の請求書を提出してください。 助成金の請求に関する権限を、設計監理業者、工事施工業者に委任した場合は、設計監理業者、工事施工業者が、財団に請求します（委任状の提出が必要）。
←		助成金の交付	財団から皆さんへ助成金を支払います。 助成金の受け取りに関する権限を、設計監理業者、工事施工業者に委任した場合は、財団から設計監理業者、工事施工業者に助成金を支払います（この場合、委任状の提出が必要です）。

※ 1年目に設計のみを行い、設計のみに関する経費のみ助成を受けた場合は、2年目の住宅防音工事の実施にあたり、2年目にも「助成金交付申請」以降の手続を行います。

設計監理業者、工事施工業者の選定

設計監理業者、工事施工業者は、財団に登録した業者から選定してください。なお、未登録の工事施工業者であっても工事可能な場合があります。未登録の工事施工業者に工事を依頼したい場合は、(公財)新千歳空港周辺環境整備財団に相談してください。

住宅防音工事の実施にあたっては、皆様方が設計監理業者、工事施工業者と契約を締結してください。

その他 住宅防音対策の補完工事

新規住宅防音工事の実施に併せて、住宅防音対策の補完工事を実施することができます。

住宅防音対策の補完工事の詳細については住宅防音対策の補完工事のパンフレットをご覧ください。

問い合わせ先

(公財)新千歳空港周辺環境整備財団

〒066-0009 千歳市柏台南1丁目3番地の1 千歳アルカディア・プラザ2階

電話番号 0123-42-2400 FAX 0123-42-2401

ホームページ <http://www.nef24.or.jp>

(財団以外の問合せ先)

北海道総合政策部航空局航空課 新千歳空港周辺対策グループ

電話番号 011-204-5956(直通)

千歳市企画部空港政策課空港政策係

電話番号 0123-24-0522(直通)